【高知丸の内高等学校】部活動(運動部・文化部）の活動方針

※「部活動に関する諸規定」に基づく

学校の教育方針
社会の形成者として必要な資質を持ち、日常のあらゆる場面での凡事を徹底することによって、心身ともに健康で、豊かな人間性と創造性を備えた人間を育成する。 生徒一人ひとりの夢の実現のために、個に応じた支援に努め、充実した学校生活を提供する。

部活動の活動方針
諸規定は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合って友情を深めるなど、その活動の楽しさや喜びを味わう中で、健康や体力の向上と明るく豊かで活力ある学校生活を送ることができるようにする。

基本的事項
①運営に関すること
（１）部活動設置について ・部活動審査委員会を設置し部活動に関する諸問題について審議する。 ・部活動顧問は、年間並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。 ・部活動として、部及び同好会を設置する。 （２）指導体制について ・原則として各部とも教員2名を置き、保護者や関係者等と連携し指導する。 ・本校の実態に応じて外部指導者を活用し、専門的な指導で更なる人間性、技術等の向上を図る。 （３）顧問会議について ・部活動総括顧問が顧問を招集し、各部の現状や情報交換を行うとともに課題等の解決に向けた取組を行う。 （４）家庭、地域との連携 ・顧問と保護者等による円滑な部活動運営のため、練習計画を知らせるなど共通理解を図る。 （５）研修について ・県が主催する研修会、各競技団体等が主催する研修会等に積極的に参加し、研修会の内容を校内の顧問会及び職員会等で周知する。 （６）部費又は集金の取り扱いについて ・出納簿作成や監査等を適切に取り扱う。
②活動に関すること
（１）施設や用具について ・使用した設備の整頓・清掃、学校施設の施錠等は責任をもって行う。 （２）事故防止や安全対策について ・事故には十分留意し、怪我等が起きた場合にはマニュアルの手順に沿って速やかに対応し、管理職及び養護教諭に連絡・報告する。 ・原則として、活動の際には顧問が監督する。 〇熱中症への対策 校長及び部活動顧問は、部活動における熱中症事故の防止の観点から、気象庁が発表する情報等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期等柔軟に対応する。また、生徒への健康観察を行い、こまめな水分・塩分補給と適切な休養を取るなど、健康管理を徹底する。 （３）大会参加、対外試合、合同練習等の実施について ・事前に「遠征・対外試合・合宿承認願い」を提出する。
③活動時間に関すること
（１）休養日の設定 ・週当たり２日以上の休養日を設定する。(原則として、平日１日、週末１日の取得に努める) （２） 活動時間の設定 ・1日の活動時間は、原則として平日は２時間程度、休日は３時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。 ただし、校長が学校経営上必要と認め、かつ、事前に生徒や保護者の同意を得た部活動は延長をすることができる。 （週当たりの活動時間における上限は、16時間未満を原則とする） ※種目の特性等で上記の基準によりがたい場合は、年間の活動時間を週平均16時間未満で行うものとする。 ・長期休業中には、一定期間のオフシーズンを設定する。 ・定期試験期間中及び発表期間中の活動は禁止する。ただし、試験終了後２週間以内に大会等が開催される場合に限り、顧問の要請に基づき部活動審議会で審議し、学校長が承認した場合には、１時間程度の練習を許可する場合がある。 ・校舎内の施設を利用しての活動は、原則閉館放送までとする。

評価と改善（上記①～③）		
①運営に関すること ②活動に関すること ③活動時間に関すること	各項目について、実施の状況を検証する。	各部活動の顧問教員は、①運営、②活動、③活動時間について、設定どおりに実施できたかどうか、また実施できなかった場合の要因について検証を行い、部活動顧問会議又は職員会議において情報を共有し、以降の実施計画に反映させる。